

平成30年第2回定例会（12月議会） 予算及び付託議案審査関係資料

平成30年12月3日
総務部

【予算関係】

- 資料1 平成30年度12月補正予算に関する説明資料
(財 政 課)
- 資料2 県人会ネットワーク化推進事業に係る債務負担行為の設定について
(総 務 課)
- 資料3 広報事業に係る債務負担行為の設定について
(広報広聴課)
- 資料4 災害障害見舞金の負担について
(総合防災課)

【議案関係】

- 資料5 「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」について
(議案第201号)
(人 事 課)
- 資料6 「知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について
(議案第202号)
(人 事 課)
- 資料7 「県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案」について
(議案第200号)
(人 事 課)

資料 1 (予算関係)

平成 30 年 12 月 3 日
財 政 課

平成 30 年度 12 月 補正予算
に 関 す る 説 明 資 料

(議 案 第 191 号)

平成30年度12月補正予算 主要な歳入増減調書

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金			
3 地 方 譲 与 税			
4 地方特例交付金			
5 地 方 交 付 税			
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金			
7 分担金及び負担金			
8 使用料及び手数料	△ 6,696		土木管理手数料 △ 6,696 (97,886 → 91,190)
9 国 庫 支 出 金	1,684,502	地域医療介護総合確保事業費 1,550,138 (458,344 → 2,008,482) 災害関連事業費 100,000 (579,946 → 679,946) 食料産業・6次産業化交付金 50,000 (13,887 → 63,887)	職員費(教育費負担金) △ 38,811 (17,001,031 → 16,962,220)
10 財 産 収 入	20	地域医療介護総合確保基金利子収入 20 (32,817 → 32,837)	
11 寄 附 金			
12 繰 入 金	2,102,745	地域医療介護総合確保基金繰入金 2,163,622 (1,866,311 → 4,029,933)	財政調整基金繰入金 △ 60,877 (2,892,000 → 2,831,123)
13 繰 越 金			
14 諸 収 入	7,275	赴任経費 6,905 (0 → 6,905)	
15 県 債	680,900	過年発生単独土木災害復旧事業費 450,000 (88,700 → 538,700) 高等学校整備事業費 134,600 (480,100 → 614,700) 災害関連事業費 90,000 (632,800 → 722,800)	
合 計	4,468,746	598,407,413→602,876,159	

平成30年度12月補正予算 主要な目的別増減調書

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 議 会 費	△ 26,504	議会活動費 1,924 (58,776 → 60,700)	議員報酬費 △ 21,072 (619,009 → 597,937) 職員給与費 △ 7,356 (267,730 → 260,374)
2 総 務 費	△ 109,515	赴任経費 6,905 (26,100 → 33,005)	職員給与費 △ 116,399 (9,208,266 → 9,091,867)
3 民 生 費	2,255,126	地域医療介護総合確保基金積立金 2,325,229 (374,409 → 2,699,638)	職員給与費 △ 87,006 (2,204,408 → 2,117,402)
4 衛 生 費	1,976,960	地方独立行政法人秋田県立病院機構支援事業 1,891,234 (885,305 → 2,776,539) 職員給与費 24,649 (2,834,706 → 2,859,355)	
5 労 働 費	9,178	職員給与費 9,178 (607,409 → 616,587)	
6 農林水産業費	△ 118,385	6次産業化総合支援事業 50,000 (0 → 50,000)	職員給与費 △ 197,280 (6,540,279 → 6,342,999)
7 商 工 費	△ 58,138		職員給与費 △ 58,138 (2,156,166 → 2,098,028)
8 土 木 費	184,066	災害関連事業 200,000 (1,212,886 → 1,412,886)	職員給与費 △ 26,302 (4,064,666 → 4,038,364)
9 警 察 費	△ 45,705		職員給与費 △ 45,705 (20,355,403 → 20,309,698)
10 教 育 費	△ 48,337	教育施設除却事業 149,565 (4,908 → 154,473)	職員給与費 △ 191,477 (87,871,683 → 87,680,206)
11 災 害 復 旧 費	450,000	県単災害復旧事業 450,000 (0 → 450,000)	
12 公 債 費			
13 諸 支 出 金			
14 予 備 費			
合 計	4,468,746	598,407,413→602,876,159	

平成30年度12月補正予算 主要な性質別増減調書

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 人 件 費	△ 722,649		知事部局等給与費 △ 480,110 (28,621,219 → 28,141,109) 教育委員会給与費 △ 191,367 (87,895,030 → 87,703,663) 警察本部給与費 △ 45,705 (20,361,751 → 20,316,046)
2 物 件 費	7,603	赴任経費 6,905 (26,100 → 33,005)	
3 扶 助 費			
3 補 助 費 等	9,420	在宅医療・介護ICT連携促進事業 6,528 (2,430 → 8,958) 災害救助対策費 1,875 (45,647 → 47,522)	
3 積 立 金	2,325,229	地域医療介護総合確保基金積立金 2,325,229 (687,984 → 3,013,213)	
3 投資及び出資金			
3 貸 付 金			
4 維 持 修 繕 費	36,972	道路管理費 10,368 (547,074 → 557,442)	
5 補 助 投 資 事 業 費	2,239,290	地方独立行政法人秋田県立病院機構支援事業 1,891,234 (885,305 → 2,776,539) 災害関連事業 200,000 (1,212,886 → 1,412,886)	
6 単 独 投 資 事 業 費	122,881	教育施設除却事業 149,565 (4,908 → 154,473)	
7 補 助 災 害 復 旧 事 業 費			
8 単 独 災 害 復 旧 事 業 費	450,000	県単災害復旧事業 450,000 (299,400 → 749,400)	
9 国 直 轄 事 業 負 担 金			
10 公 債 費			
11 繰 出 金			
合 計	4,468,746	598,407,413 → 602,876,159	

県人会ネットワーク化推進事業に係る債務負担行為の設定について

平成 30 年 12 月 3 日

総 務 課

1 目 的

札幌市に設置した「あきた情報プラザ」を拠点に、北海道地区における県人会活動の活性化や相互交流の促進並びに秋田の情報発信を行う。

【施設の概要】

場 所：札幌市中央区大通西一丁目 14-2 「桂和大通ビル 50」地下 1 階

使用面積：69.37㎡（20.98坪）

機 能 等：県人会員等の交流スペース、物産展示・販売、観光情報の提供

運 営：秋田県人会北海道連合会へ委託

2 債務負担行為限度額 2,211 千円 (⊖ 2,211 千円)

内 訳

(1) 入居施設使用料 2,093 千円

(2) 看板使用料（4箇所） 118 千円

3 債務負担行為を設定する理由

現在締結している賃貸借契約に基づき、契約期間満了の 3 か月前に当たる 12 月末日までに契約継続の意思表示を行う必要があるため。

(参考)

1 あきた情報プラザの運営委託先（秋田県人会北海道連合会）の概要

- ・発足： 昭和50年
- ・所属する道内県人会数： 9団体
- ・会員数： 約1,500人

2 あきた情報プラザ来場者数

年 度	来場者数（人）
平成23年度	3,059
平成24年度	4,640
平成25年度	4,885
平成26年度	5,512
平成27年度	5,620
平成28年度	4,978
平成29年度	5,073

※ 平成23年7月6日開設

3 あきた情報プラザの平成30年度事業の主な内容

- 県人会組織の拠点としての活動（県人会組織の充実）
 - ・きりたんぽ会の開催などによる県人会員及び地域住民との交流の拡大
 - ・なまはげ衣装の道内県人会への貸出
 - ・県人会への入会者の確保（通年）
- 物産展、パネル展示等（情報発信）
 - ・札幌地下街での観光写真展（7/24～30）
 - ・「秋田ふるさとミニ物産展」の開催（11/28～12/1）
 - ・来場者への県産品の提供や各種チラシ・パンフレットの配布（通年）
 - ・観光情報の提供（通年）
- 北海道地区における県との協働事業の実施
 - ・とまこまい港まつり（苫小牧市）における秋田県のPR（8/3～5）
 - ・函館TSUTAYAイベントにおける秋田県のPR（2月下旬～3月上旬）

広報事業に係る債務負担行為の設定について

平成30年12月3日

広報広聴課

1 事業の目的

県民に対し、第3期ふるさと秋田元気創造プランに基づく施策・事業等の情報を分かりやすく伝え、県民との情報共有を図るとともに、県政への参画と協働による取組を促すため、様々な媒体を活用した広報事業を実施する。

2 債務負担行為限度額 74,623千円

(⊕5,415千円、⊖69,208千円)

内 訳

役務費	22,439千円
委託料	52,184千円

(1) 全戸配布広報紙

35,811千円

県の施策等を詳しく紹介する県政特集を中心に、生活に密着した情報等も併せて発信する。

・年6回奇数月発行、8ページ、414千部印刷・配布

(2) 新聞広報

10,726千円

県の施策等を取り上げた特集記事やイベント情報を地元紙に掲載する。

・毎月第4土曜日掲載、全5段（テレビ面）

(3) テレビ広報

25,988千円

各種施策と連動した地域の活性化を目指す取組などの情報を発信する。

・毎週1回、民放3局で放送

(4) ラジオ広報

2,098千円

各種事業の普及啓発やイベント等の情報を発信する。

・毎週1回、民放FM1局で放送

3 債務負担行為を設定する理由

新年度当初から、各媒体を活用して広報を実施するためには、今年度中に受託者の決定や契約手続を行い、放送枠や掲載枠の確保、制作や編集等を行う必要があるため。

災害障害見舞金の負担について

平成 30 年 12 月 3 日

総 合 防 災 課

1 概 要

昨冬の大雪により重度の障害を受けた方に対して市町村が支給する見舞金について、この度、障害の程度が確定したことから、その一部を負担する。

2 事業費 1, 875 千円（ $\oplus$ 1, 250 千円、 $\ominus$ 625 千円）

（内訳：負担金補助及び交付金 1, 875 千円）

3 実施主体

市町村（負担割合：国 1 / 2、県 1 / 4、市町村 1 / 4）

4 負担額及び市町村の内訳

(1) 負担金の内訳

・災害障害見舞金（生計維持者） 2,500 千円 $\times$ 3/4 $\times$ 1 人 1,875 千円

(2) 市町村別内訳

・大仙市 1 人

【参考】昨冬の大雪による災害弔慰金の支給状況（※ 6 月補正予算により措置済み）

（金額：千円）

	生計維持者		そ の 他		合 計	
	人数	支給額	人数	支給額	人数	支給額
由利本荘市	0	0	2	5,000	2	5,000
仙 北 市	1	5,000	1	2,500	2	7,500
横 手 市	0	0	1	2,500	1	2,500
羽 後 町	1	5,000	0	0	1	5,000
合 計	2	10,000	4	10,000	6	20,000

「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」について
（議案第 201 号）

平成 30 年 12 月 3 日

人 事 課

1 改正理由

人事委員会からの職員の給与に関する報告及び勧告を受け、県職員の給料月額、初任給調整手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の額を改定する必要がある。

2 改正内容

(1) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第 1 条、第 2 条）

① 給料

若年層に重点をおいて引き上げる。（別表第 1 から別表第 6）

※ 平均改定率 0.11%（行政職）

② 初任給調整手当

医師等に対する支給限度額を引き上げる。（第 9 条の 2 関係）

職 種	現 行	改正後	増 減
医師等	413,800 円	414,300 円	+500 円

③ 宿日直手当

勤務 1 回に係る支給限度額を引き上げる。（第 18 条関係）

区 分	現 行	改正後	増 減
一 般	4,200 円	4,400 円	+200 円
勤務時間が通常の 2 分の 1 の日等	6,300 円	6,600 円	+300 円
特殊な業務	7,200 円	7,400 円	+200 円
勤務時間が通常の 2 分の 1 の日等	10,800 円	11,100 円	+300 円

④ 期末・勤勉手当

年間支給月数を引き上げる。（第 21 条及び第 22 条関係）※詳細別紙

職員の区分	現 行	改正後	増 減
一般の職員	4.15 月	4.25 月	+0.10 月
再任用職員	2.20 月	2.25 月	+0.05 月

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第3条～第6条）

① 給料

任期付研究員及び特定任期付職員に係る給料月額を引き上げる。

② 期末手当

任期付研究員及び特定任期付職員の年間支給月数を引き上げる。※詳細別紙

現 行	改正後	増 減
3.10月	3.20月	+0.10月

3 施行期日等

(1) 施行日

○ 公布の日

- ・給料、初任給調整手当、宿日直手当〔平成30年4月1日適用〕
- ・期末・勤勉手当（平成30年度分）〔平成30年12月1日適用〕

○ 平成31年4月1日

期末・勤勉手当（平成31年度以降分）

(2) その他

所要の規定の整理を行う。

期末・勤勉手当の改定（支給割合）について

一般の職員

		特定幹部職員以外の職員			特定幹部職員		
		現行	改正後		現行	改正後	
			30年度	31年度以降		30年度	31年度以降
6月	期末	117.5/100	117.5/100	125/100 【7.5/100】	97.5/100	97.5/100	105/100 【7.5/100】
	勤勉	82.5/100	82.5/100	87.5/100 【5/100】	102.5/100	102.5/100	107.5/100 【5/100】
		200/100	200/100	212.5/100 【12.5/100】	200/100	200/100	212.5/100 【12.5/100】
12月	期末	132.5/100	132.5/100	125/100 【▲7.5/100】	112.5/100	112.5/100	105/100 【▲7.5/100】
	勤勉	82.5/100	92.5/100 【10/100】	87.5/100 【5/100】	102.5/100	112.5/100 【10/100】	107.5/100 【5/100】
		215/100	225/100 【10/100】	212.5/100 【▲2.5/100】	215/100	225/100 【10/100】	212.5/100 【▲2.5/100】
計	期末	250/100	250/100	250/100	210/100	210/100	210/100
	勤勉	165/100	175/100 【10/100】	175/100 【10/100】	205/100	215/100 【10/100】	215/100 【10/100】
		415/100	425/100 【10/100】	425/100 【10/100】	415/100	425/100 【10/100】	425/100 【10/100】

【 】内は、現行の支給割合からの増減

再任用職員

		特定幹部職員以外の職員			特定幹部職員		
		現行	改正後		現行	改正後	
			3 0 年度	3 1 年度以降		3 0 年度	3 1 年度以降
6 月	期末	62. 5/100	62. 5/100	70/100 【7. 5/100】	52. 5/100	52. 5/100	60/100 【7. 5/100】
	勤勉	40/100	40/100	42. 5/100 【2. 5/100】	50/100	50/100	52. 5/100 【2. 5/100】
		102. 5/100	102. 5/100	112. 5/100 【10/100】	102. 5/100	102. 5/100	112. 5/100 【10/100】
12 月	期末	77. 5/100	77. 5/100	70/100 【▲7. 5/100】	67. 5/100	67. 5/100	60/100 【▲7. 5/100】
	勤勉	40/100	45/100 【5/100】	42. 5/100 【2. 5/100】	50/100	55/100 【5/100】	52. 5/100 【2. 5/100】
		117. 5/100	122. 5/100 【5/100】	112. 5/100 【▲5/100】	117. 5/100	122. 5/100 【5/100】	112. 5/100 【▲5/100】
計	期末	140/100	140/100	140/100	120/100	120/100	120/100
	勤勉	80/100	85/100 【5/100】	85/100 【5/100】	100/100	105/100 【5/100】	105/100 【5/100】
		220/100	225/100 【5/100】	225/100 【5/100】	220/100	225/100 【5/100】	225/100 【5/100】

【 】内は、現行の支給割合からの増減

任期付研究員・特定任期付職員

		現行	改正後	
			3 0 年度	3 1 年度以降
期末 手当	6 月	155/100	155/100	160/100 【5/100】
	12 月	155/100	165/100 【10/100】	160/100 【5/100】
		310/100	320/100 【10/100】	320/100 【10/100】

【 】内は、現行の支給割合からの増減

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表
一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
（初任給調整手当） 第九条の二 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から一年を経過することによりその額を減じて支給する。 一 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額四十一万四千三百円 二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額五万七百元 三・四 略 2・3 略 （宿日直手当） 第十八条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務一回につき、四千四百円（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、七千四百円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の二	（初任給調整手当） 第九条の二 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から一年を経過することによりその額を減じて支給する。 一 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額四十一万三千八百円 二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額五万六百元 三・四 略 2・3 略 （宿日直手当） 第十八条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務一回につき、四千二百円（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、七千二百円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の二

分の一に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに
退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は六
千六百円（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿
直勤務にあつては、一万千円）を超えない範囲内において人事
委員会規則で定める額とする。

2
略

（勤勉手当）

第二十二条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める
支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が
支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職
員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない
。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手
当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは
は失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失
職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第二項第四号におい
て同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対す
る地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十二・五（
特定幹部職員にあつては、百分の百十二・五）を乗じて得た額
の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基
礎額に百分の四十五（特定幹部職員にあつては、百分の五十五
）を乗じて得た額の総額

3
5
略

附
則

1
5
略

5 附則第二項の規定が適用される間、第二十二条第二項第一号に

分の一に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに
退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は六
千三百円（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿
直勤務にあつては、一万八百元）を超えない範囲内において人事
委員会規則で定める額とする。

2
略

（勤勉手当）

第二十二条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める
支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が
支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職
員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない
。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手
当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは
は失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失
職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第二項第四号におい
て同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対す
る地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の八十二・五（
特定幹部職員にあつては、百分の百二・五）を乗じて得た額
の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基
礎額に百分の四十（特定幹部職員にあつては、百分の五十
）を乗じて得た額の総額

3
5
略

附
則

1
5
略

5 附則第二項の規定が適用される間、第二十二条第二項第一号に

定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の〇・九二五（特定幹部職員にあつては、百分の一・一二五）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の九十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の百十二・五）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の〇・八二五（特定幹部職員にあつては、百分の一・〇二五）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の八十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の百二・五）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

※ 別表第一から別表第六までの給料表の新旧対照表は略

6・7 略

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第二条による改正）

新

旧

（期末手当）

第二十一条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第二十一条の三まで）においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第二十一条の三においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（第二十四条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

（期末手当）

第二十一条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第二十一条の三まで及び附則第二項第三号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第二十一条の三においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（第二十四条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十五

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百十七・五、十二月に支給する場合には百分の百三十二・五を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職

（行政職給料表の適用を受ける職

員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二條）において「特定幹部職員」という。）にあつては、百分の百五）

を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一、四 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」

「とあるのは「百分の七十」と、「百分の百

五

「とあるのは「百分の六十」とする。

4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在

）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 略

（勤勉手当）

第二十二條 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）

にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六條第一号に該当して法第二十八條第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規

員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二條及び附則第五項において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合においては百分の九十七・五、十二月に支給する場合には百分の百十二

・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一、四 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の七十七・五」と、「百分の九

十七・五」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の百十二

・五」とあるのは「百分の六十七・五」とする。

4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第二項第三号において同

じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 略

（勤勉手当）

第二十二條 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条及び附則第二項第四号においてこれらの日を「基準日」という。）

にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六條第一号に該当して法第二十八條第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規

則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の八十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の百七・五）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の五十二・五）を乗じて得た額の総額

3 略

附 則

1 略

則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第二項第四号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の百十二・五）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五（特定幹部職員にあつては、百分の五十五）を乗じて得た額の総額

3 略

附 則

1 略

2 平成三十年十二月三十一日までの間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たつては、当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、次の各

号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 給料月額 当該特定職員の給料月額に百分の一を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第四項及び第五項において「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第四項において「給料月額減額基礎額」という。））

二 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に百分の一を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に第十一条の二第二項各号に定める割合を乗じて得た額）

三 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第二十一条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、給料月額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、百分の一を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第五項の規定の

適用を受ける職員にあつては、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

四 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第二十二条第四項において準用する第二十一条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、給料月額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第五項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第二十二条第二項前段に規定する人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額に百分の一を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第四項において準用する第二十一条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する百分の二十五を超えない

い 範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第五項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第二十二条第二項前段に規定する人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額）	五 定時制通信教育手当 当該特定職員の定時制通信教育手当の月額に百分の一を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に第二十三条の二第二項に規定する割合を乗じて得た額）	六 農林漁業普及指導手当 当該特定職員の農林漁業普及指導手当の月額に百分の一を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に百分の八を乗じて得た額） 七 第二十四条第一項から第五項まで又は第七項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ 第二十四条第一項 前各号に定める額 ロ 第二十四条第二項又は第三項 第一号から第三号までに定める額に百分の八十を乗じて得た額 ハ 第二十四条第四項 第一号及び第二号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額 ニ 第二十四条第五項 第一号から第三号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額 ホ 第二十四条第七項 第三号に定める額に百分の八十を乗じて得た額（同条第五項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）	給料表 職務の級
---	---	--	------------------------

行政職給料表	六級
公安職給料表	七級
教育職給料表(一)	四級
教育職給料表(二)	四級
研究職給料表	四級
医療職給料表(一)	六級

3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

4 附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第十四条から第十七条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、第十九条の二の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及び同条第二号から第六号までに掲げる給与の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから同条に規定する人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額に百分の一を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及び同条第二号から第六号までに掲げる給与の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから同条に規定する人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

5 附則第二項の規定が適用される間、第二十二條第二項第一号に

2 ・3 略	定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の〇・九二五（特定幹部職員にあつては、百分の一・一二五）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の九十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の百十二・五）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
----------------	--

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第三条による改正）															
新	（給与に関する特例） 第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額 円</th></tr><tr><td>1</td><td><u>397,962</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>458,412</u></td></tr><tr><td>3</td><td>519,171</td></tr><tr><td>4</td><td>599,819</td></tr><tr><td>5</td><td>697,605</td></tr><tr><td>6</td><td>796,399</td></tr></table> 2 第三条第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する	号給	給料月額 円	1	<u>397,962</u>	2	<u>458,412</u>	3	519,171	4	599,819	5	697,605	6	796,399
号給	給料月額 円														
1	<u>397,962</u>														
2	<u>458,412</u>														
3	519,171														
4	599,819														
5	697,605														
6	796,399														
旧	（給与に関する特例） 第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額 円</th></tr><tr><td>1</td><td><u>397,191</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>457,677</u></td></tr><tr><td>3</td><td>519,171</td></tr><tr><td>4</td><td>599,819</td></tr><tr><td>5</td><td>697,605</td></tr><tr><td>6</td><td>796,399</td></tr></table> 2 第三条第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する	号給	給料月額 円	1	<u>397,191</u>	2	<u>457,677</u>	3	519,171	4	599,819	5	697,605	6	796,399
号給	給料月額 円														
1	<u>397,191</u>														
2	<u>457,677</u>														
3	519,171														
4	599,819														
5	697,605														
6	796,399														

給料月額	給料月額
円	円
331,467	331,467
367,737	367,737
395,947	395,947

3
3
6
略

第六條 略
(給与条例の適用除外等)

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第五百十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百六十五」とする。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第四条による改正）

給料月額	給料月額
円	円
330,656	330,656
366,948	366,948
395,175	395,175

3
3
6
略

第六條 略
(給与条例の適用除外等)

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第五百十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあり、及び「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。

新	(給与条例の適用除外等) 第六条 略 2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第百五十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百六十」とする。
旧	(給与条例の適用除外等) 第六条 略 2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第百五十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百六十五」とする。

新	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第五条による改正） (特定任期付職員の給与に関する特例) 第七条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第一号の地方公営企業に勤務する
旧	(特定任期付職員の給与に関する特例) 第七条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第一号の地方公営企業に勤務する

一般職に属する地方公務員をいう。以下同じ。）である者を除く。
。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

給料月額	給号
円	
375,797	1
424,157	2
474,815	3
536,309	4
611,916	5
714,742	6
835,714	7

2
5
略

（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）

第八条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十一条の三、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百六十五」とする。

一般職に属する地方公務員をいう。以下同じ。）である者を除く。
。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

給料月額	給号
円	
375,013	1
423,402	2
474,815	3
536,309	4
611,916	5
714,742	6
835,714	7

2
5
略

（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）

第八条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十一条の三、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあり、及び「百分の百五十五」とする。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第六条による改正）

新	旧
（特定任期付職員の給与条例の適用除外等） 第八条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十一条の三、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百六十」とする。 附 則 略	（特定任期付職員の給与条例の適用除外等） 第八条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十一条の三、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百六十五」とする。 附 則 （施行期日） 1 略 （給与条例附則第二項等の規定により給与が減ぜられて支給され

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

	びに同条第二号から第四号まで及び第六号に掲げる給与並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例第十七条の二第一項に規定するへき地手当」と、「同条に」とあるのは「第十九条の二に」と、「給料月額減額基礎額及び同条第二号から第六号までに掲げる給与」とあるのは「給料月額減額基礎額並びに同条第二号から第四号まで及び第六号に掲げる給与並びに同条例第十七条の二第一項に規定するへき地手当」とする。
職員の育児休業等に関する条例の一部改正（附則第五項による改正）	旧
新	附則 1・2 略
附則 1・2 略	附則 1・2 略 （給与条例附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え） 3 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第二項第一号、第三号及び第四号の規定の適用については、同項第一号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第三号及び第四号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額に」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額に」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。 4 育児短時間勤務職員に対する市町村立学校職員給与条例附則第二項第一号、第五号及び第六号の規定の適用については、同項第

一号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に市町村立学校職員給与条例第二十八条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第五号及び第六号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額に」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額に」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

5 任期付短時間勤務職員に対する給与条例附則第二項第一号の規定の適用については、同号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。

6 任期付短時間勤務職員に対する市町村立学校職員給与条例附則第二項第一号の規定の適用については、同号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に第二十八条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。

7 給与条例附則第二項又は市町村立学校職員給与条例附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第二十六条第一項の規定の適用については、同項中「第十九条の二」及び「第二十条第二項」とあるのは、「附則第四項」とする。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（附則第六項による改正）

新	旧
1 11 略 附則	1 11 略 附則 （一般職の職員の給与に関する条例附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え） 12 一般職の職員の給与に関する条例附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第十五条第三項及び第十五条の二第三項の規定の適用については、これらの規定中「第十九条の二」とあるのは、「附則第四項」とする。

職員の修学部分休業に関する条例の一部改正（附則第七項による改正）

新	旧
略 附則	1 略 附則 2 一般職の職員の給与に関する条例附則第二項又は市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第三条の規定の適用については、同条中「第十九条の二」及び「第二十条第二項」とあるのは、「附則第四項」とする。

職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正（附則第八項による改正）

新	旧
---	---

略 附 則	1 略 附 則 2 一般職の職員の給与に関する条例附則第二項又は市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第三条の規定の適用については、同条中「第十九条の二」及び「第二十条第二項」とあるのは、「附則第四項」とする。
----------------------	--

「知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について
（議案第 202 号）

平成 30 年 12 月 3 日

人 事 課

1 改正内容

一般職の職員の給与改定により、知事、副知事及び常勤の監査委員に対する期末手当の支給月数を引き上げる。

支給期	現 行	改 正 後	
		平成 30 年度	平成 31 年度以降
6 月	1. 5 5 月	1. 5 5 月	1. 6 0 月 (+0. 0 5 月)
12 月	1. 5 5 月	1. 6 5 月 (+0. 1 0 月)	1. 6 0 月 (+0. 0 5 月)
年間計	3. 1 0 月	3. 2 0 月 (+0. 1 0 月)	3. 2 0 月 (+0. 1 0 月)

（ ）内は現行の支給月数との比較

2 施行期日等

- ・平成 30 年度分：公布の日（平成 30 年 12 月 1 日適用）
- ・平成 31 年度以降分：平成 31 年 4 月 1 日

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
知事等の給与および旅費に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
（期末手当） 第八条 略 2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額 の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百六十五」とする。 3・4 略	（期末手当） 第八条 略 2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額 の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあり、及び「百分の百五十五」とする。 3・4 略
知事等の給与および旅費に関する条例の一部改正（第二条による改正） 新 （期末手当） 第八条 略 2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額 の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百六十」とする。 3・4 略	旧 （期末手当） 第八条 略 2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額 の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百六十五」とする。 3・4 略

「県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案」について
（議案第 200 号）

平成 30 年 12 月 3 日

人 事 課

1 改正内容

県議会議員に対する期末手当の支給月数を引き上げる。

支給期	現 行	改 正 後	
		平成 30 年度	平成 31 年度以降
6 月	1. 5 5 月	1. 5 5 月	1. 6 0 月 (+0. 0 5 月)
12 月	1. 5 5 月	1. 6 5 月 (+0. 1 0 月)	1. 6 0 月 (+0. 0 5 月)
年間計	3. 1 0 月	3. 2 0 月 (+0. 1 0 月)	3. 2 0 月 (+0. 1 0 月)

（ ）内は現行の支給月数との比較

2 施行期日等

- ・平成 30 年度分：公布の日（平成 30 年 12 月 1 日適用）
- ・平成 31 年度以降分：平成 31 年 4 月 1 日

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
第一条の二 略 2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。 。この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百六十五」とする。	第一条の二 略 2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。 。この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあり、及び「百分の百五十五」とする。 「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百六十五」とする。

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正（第二条による改正）

新	旧
第一条の二 略 2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。 。この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百六十」とする。	第一条の二 略 2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。 。この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百六十五」とする。

給与の臨時的減額の実施状況について

平成30年12月7日
人 事 課

1 一般職の給料の臨時的減額

(1) 平成19年11月からの給与の減額措置

財政の弾力性を維持し、県民の求めるサービスを機動的に実施するため、期間を限って職員給与の臨時的減額を実施した（本県初の給料減額措置）。

① 実施期間

平成19年11月～平成22年3月（29か月間）

② 対象給与・減額率

給料：△4%（主事・技師級△2%） 管理職手当：△16%

(2) 平成24年11月からの給料の減額措置

厳しい経済状況及び雇用情勢等に鑑み、経済・雇用対策事業の財源として活用するため、職員の協力を得て、2年間の予定で職員給料の臨時的減額措置を開始した。

しかし、途中の平成25年7月からは当該措置に代えて国の要請に基づく減額措置を実施したほか、平成26年分として見込んでいた減額総額に概ね相当する新たな削減額が人事委員会勧告の実施により生じる見込みとなったことから、26年4月以降の減額は行わないこととした。

① 実施期間

当初予定 平成24年11月～平成26年10月（24か月間）

実績 平成24年11月～平成25年6月（8か月間）

※ 25年7月から当該措置に代えて国の要請に基づく減額措置を実施

② 減額割合

本庁部長・次長級の職員 [給料月額] △7%

本庁課長級の職員 ["] △5%

一般の職員 ["] △3%

主事・技師級の職員 ["] △1.5%

(3) 平成25年7月からの国の要請に基づく減額措置

平成25年1月、国から地方に対し国家公務員に準じた職員給与の減額の要請があり、その実施を前提とした改正地方交付税法と国の予算が成立したことを受け、交付税の削減が事業費の縮小にならないよう、同年7月から26年3月までの間、実施中であつた県独自の減額措置（上記(2)）に代えて、減額規模を拡大して実施した。

① 実施期間

平成25年7月～平成26年3月（9か月間）

② 減額割合

本庁部長～課長級の職員 [給料月額] △9.77%

一般の職員 ["] △7.77%

主事・技師級の職員 ["] △4.77%

2 特別職等給与の臨時的減額

知事等の常勤特別職及び教育長について、厳しい県財政状況等を踏まえ、平成15年7月から給料の一定割合を臨時的に減額している。また、期末手当についても平成21年6月支給分から減額を実施している。

(1) 給料の臨時的減額

① 実施期間別減額率

期 間	知 事	副知事	常勤監査委員	教育長
H15. 7～H19. 6	△ 5%	△ 3%	—	△ 1%
現行 H19. 7～H33. 4 (拡大 H24. 11～H26. 10)	△20% (△25%)	△15% (△20%)	△15% (△20%)	△15% (△20%)

※ 上記のほか、出納長及び公営企業管理者は、H15. 7から職の廃止時まで△ 1 %減額

② 減額率・減少額

	知 事	副知事	常勤監査委員	教育長
減 額 率	△20%	△15%	△15%	△15%
減額前給料月額	1, 210, 000円	930, 000円	670, 000円	770, 000円
減額後給料月額	968, 000円	790, 500円	569, 500円	654, 500円
減 少 額	△242, 000円	△139, 500円	△100, 500円	△115, 500円

(2) 期末手当の臨時的減額

① 減額率・減少額（29年改定後の支給月数（年間3. 10月）による。）

	知 事	副知事	常勤監査委員	教育長
減 額 率	△20%	△15%	△15%	△15%
減額前手当年額	5, 438, 949円	4, 180, 349円	3, 011, 649円	3, 461, 149円
減額後手当年額	4, 351, 160円	3, 553, 297円	2, 559, 903円	2, 941, 977円
減 少 額	△1, 087, 789円	△627, 052円	△441, 746円	△519, 172円

② 実施期間

平成21年6月～平成32年12月

3 議員報酬の臨時的減額

県議会議員については、県内の経済・雇用情勢を踏まえ、平成15年7月から議員報酬の臨時的減額を実施してきたが、平成27年4月29日の任期満了時でもって減額措置を終了。

① 実施期間別減額率

期 間	議 長	副議長	議 員
H15. 7～H19. 9	△5%	△3%	△1%
H19.10～H27. 4	△5%	△5%	△5%

② 減少額・減額率

	議 長	副 議 長	議 員
減 額 率	△5%	△5%	△5%
減額前議員報酬月額	910,000円	810,000円	780,000円
減額後議員報酬月額	864,500円	769,500円	741,000円
減 少 額	△45,500円	△40,500円	△39,000円

期末・勤勉手当の支給推移

年度	一般職(期末・勤勉)		知事(期末)	
	支給月数	前年比	支給月数	前年比
H14	4.65	—	3.50	—
H15	4.40	-0.25	3.30	-0.2
H16	4.40	±0	3.30	±0
H17	4.45	+0.05	3.35	+0.05
H18	4.45	±0	3.35	±0
H19	4.35	-0.1	3.25	-0.1
H20	4.35	±0	3.25	±0
H21	4.00	-0.35	3.00	-0.25
H22	3.90	-0.1	2.925	-0.075
H23	3.95	+0.05	2.95	+0.025
H24	3.95	±0	2.95	±0
H25	3.80	-0.15	2.85	-0.1
H26	3.95	+0.15	2.95	+0.1
H27	4.05	+0.1	3.00	+0.05
H28	4.10	+0.05	3.05	+0.05
H29	4.15	+0.05	3.10	+0.05
H30	4.25	+0.1	3.20	+0.1